

女性検事が見る真実

捜査官へのヒントその⑩

ポジティブシンキング



松木麗

周知の事実だと思いが、検事を辞め、参院選出馬の身となった。この春七年ぶりに現場に戻り、六月号からホットな話題を提供していくはずだったのが、まったくもって人の運命は分からない。まあ、現場はやっぱいいいなあと感激していた。生の事件、生の人間。法廷に立つ無上の喜び。休日返上のため執筆は数か月休まざるを得ないと編集者には詫びながら、その実虚構の世界より遥かに面白い実世界を満喫していた。そこまで充足した日々は、だが、たった一か月半で突然幕を閉じたのである。

悪い夢を見ているだけできつと覚める……。不眠が続いたあの頃、そして、五月一日。十五年余続き、それが以後も続くはずだった「検事であること」は一片の紙切れであえなく終わった。起訴状朗読も論告求刑ももうやれない。こんなことなら、家族や友人たちに私の凛々しい法廷姿（！）を臉に焼きつけておいてもらうんだ。実際、皆それが本当に残念だと言っている。

紫陽花寺の紫陽花はもちろんまだだったが、一〇年前の夏と同じように、建長寺の長い階段を、息を弾ませながら上った。頂上では、あのときと同じように、山々が静かなたたずまいを見せている。心地よい風に身を委ねていると、心がすつと平らになっていくのが分かった。とても幸せだと思えた。そう、幸せでないはずはないのだ。生きて、悩み苦しみ、そして感動できる。そんな自分を確かに感じられるのだから。

人との会見等々、多忙な日々を送っている。環境が激変する中初めてのことばかりとあつて、不眠と緊張が続き、あわや入院かというときもあったが、何とか持ち直し、元氣印の自分が戻って一安心した。健康な体と強靱な（！）精神を与えてもらったことにただ感謝である。結局は考え方次第なのだ。他人が経験できないことを経験させてもらっていると思えば、それが楽しくないはずはない。

私は常々思っている。人生を楽しくするのもしないのも、要はその人の心の持ち方次第なのだ。「楽しく」は「幸せに」と置き換えられる。何を楽しいと思えば幸せと思うかは、実に相対的なものである。卑近な例で申し訳ないが、不幸な知人がいる。社会的地位があり寛大で素敵な夫がいて、子供がいて、幸せを絵に描いたような生活なのにそれを楽しまず、他人を羨んでばかりいる。一緒にいても楽しくないから、自

然、人は離れていく。不幸は不幸の、幸せは幸せの連鎖を生む。犯罪者と向き合っているとき、何が欠如してこうなったのだろうかよく考えさせられたものである。性格と境遇にわたる要素は幅広いが、ただ、自分の今あることに満足し、感謝し、幸せだと感じられなかった事実だけは確かだろう。

横濱地検時代、尊敬する上司が笑いながら、「あなたのように嬉々として仕事をしている人はいない。あなたの場合は反対に給料を払わなくちゃ」と言ったことがある。確かに、このストレス社会の中、私自身はまずもってストレストとはほぼ無縁である。その秘訣は、きつと「ポジティブシンキング」。どんな難事件、難しい被疑者を抱えていても、そんな場が与えられたことが嬉しかった。嫌な上司や同僚でも貴重な人間体験だと思えば腹も立たない。そして、そんなふうに見える自分を、私はとても幸せな人間だと思うのであ

る。

ところで、最近、中曾根康弘氏から氏の近著「日本人に言っておきたいこと」を贈られた。一読して非常に為になる示唆が多かったが、中でとくに心に残る言葉があった。「結縁、尊縁、随縁」。縁を結んだら、その縁を尊び、その縁に随うことを氏は生涯のモットーにされているという。検事を辞めた以上このコラムも残念ながら終わりになるはずだったが、是非継続をとの強い要請で迷った末、できるかぎり続けていこうと考えるに至った。私と読者諸氏の御縁もおそらくきつとその一つだろうと思うからである。

さて、私のモットーは、「反省はするが後悔はしない」。図らずも始まる第二の人生に漕ぎ出す私を、これからはどうぞよろしく。

女性検事が見る眞実 捜査官へのヒント

教育の在り方

松木麗



立候補に当たってスローガンが要つた。法律の実務家である私が「国際社会に通用する法律作り」を掲げたのは当然として、「夢と個性を伸ばす教育作り」をも加えたのは、随分以前から教育の在り方に危機感を抱いていたからである。最近この意を強くする体験をした。

検事生活最後の一か月半、公判部室長検事として新任検事を指導した。昨今は検事任官希望者の増加で買ひ手市場となり、質はいいはずと聞かされていたが、現場から離れて七年も経てば、「今時の若い者は」の類かもしれないと恐れる気持ちも強かった。だが、そ

れはまったくの杞憂だった。皆礼儀正しく素直な好青年で、引き継いだ多くの公判を抱えながらも指導は結構楽しく、そんな自分を発見して意外でもあった。

だが、彼らを見ていて大きな危機を覚えたことが二つある。自分の頭で考える力の不足、そして日本語力の不足である。

自分の頭で考える力の不足は、前に書いた「筋を読む力」不足に直結する。被告人の弁解を鵝呑みにするのは弁護人だけかと思っていたが、どうもそうではなかったようだ。冒頭陳述書（検察官が証拠により立証しようとする

る事実）を起案させると、こんなことを書いている。

例えば、覚せい剤事犯で、「被告人は前刑出所後、一度も覚せい剤を使用していなかったものであるが」「パチンコで儲けた金で、そこで知り合つた氏名不詳の男から覚せい剤を買つた（前科は窃盗だらけ、入手方法は譲渡者を調べられないための常套手段）」

また、横領事犯の動機として、「必要な交際費をポケットマネーで穴埋めしていたがそのうち埋まらなくなつて（使途は専ら競馬だから、最初からその費用欲しさだったはず）、等々もしかしたら彼らを責めるのは酷かもしれない。「筋」読み不足の元々は、そんな録取をした捜査官にあるからである。だが、彼らがこれから捜査をするとき、被疑者の弁解の嘘をどの程度見破れるのだろうか。弁解がさらさら通つた被疑者に眞の反省などありはしない。筋を正しく読むことは、ひとり

我々のためではなく犯罪者その人自身の更生のためにも不可欠なのである。加えて論告起案を見れば、事件の本質がどの程度捉えられているか一目瞭然である。例えば「被害額は二五〇万円と多額ではない（！）が」という金銭感覚では被害感情など分かつているはずはないのである。

文章力の不足については別の機会で述べるが、私がいう日本語力の不足は、そのずつと手前の問題である。誰もが知っているはずの基礎熟語が正しく読めない、意味が分からない。それが、一応は一流大学を出て難関と言われる国家試験に合格した人たちなのだから、私が国語教育の在り方に暗澹たる気分になぜられるのは当然である。後で彼らを挨拶に連れて行った裁判官に苦笑された。最近では被告人も高学歴ですから、あんな基本的な読み間違いをされると馬鹿にされて聞いてくれませんよ」と。

この二つの問題の根は同じだと思う。二つとも、成長過程のしかるべき時期にしかるべき本を読み、生きる意味を熟考することで、自然に備わつていく類のものである。それをせず、ただ暗記詰め込み式の与えられた勉強だけをしていたので、人間を見る目も社会を知る力も育ちはしない。常に相手が与えてくれる問題の正誤を当てる能力などどれほど培つても、いったん社会に出れば、問題自体自らが提起しなければならぬのである。長年にわたる受験勉強一辺倒、偏差値教育でこの国は浸食されたと思うのが私の杞憂であつてくれればどれほど嬉しいかしれない。

日本の高度成長期とともに成長した私の世代には余裕があつた。自然にも恵まれ、学校から帰るとすぐに遊びに行き、夕食時間になるまで戻らなかつた。机に向かつて勉強した記憶はほとんどなく、半ば嫌々ピアノの練習をし、

ただ本だけはよく読んだ。人生を豊かにするのは「読書、友人、旅行」。旅行はともかく、最初の二つが私の血肉になつた。

この国は物質的に豊かになる一方、精神的にはかえつて貧しくなつてきたような気がしてならない。核家族とコンクリートジャングルの中、外で遊ぶ子供たちの姿は急速に消えた。すべてを点数化し、決して点数にはできない「心」を置き去りにした教育姿勢。日本中を震撼させた一年前の神戸事件以後も事件は続き、今や景気対策に次ぐ大きな社会問題にまでなつていく。

人間には試してはいけないことが二つあるという。教育と軍隊。二つとも後で決して取り返しがつかないから。教育はすでに取り返しのできないところまでできてしまつただろうか。それでもやり直さなければならぬのだと思う。明日の日本のために。国際社会のために。

女性検事が見る真実 捜査官へのヒント

仕事の生き甲斐



松木麗

参議院議員通常選挙が行われた七月一二日夜九時過ぎ。自民党の惨敗報道の中、私はなぜか梶山静六氏と九段の寿司屋で飲んでいた。彼は相変わらずの検察批判をひとしきり。そして、
「あんたもやぐざな世界に入ったもんだ」
「……まだ、入ってはいませんが」
「入ると決めたからには同じようないふれたい」
九時四〇分、携帯が鳴った。予想より随分早い「当確」の知らせに、嬉しさと安堵がない交ぜになった。やぐざな世界とは言い得て妙だが、やり甲斐のある検事の仕事を振って得たものだ。

落選の選択肢などおおよそあり得なかつた。
辞職後当選までの二か月はただ慌ただしく過ぎ去り、だが、当選後も同じような状況が続いている。いや、普通ならばしばらく休養できるらしいのだが、「今度の新人は可哀想に」自民党惨敗の結果、首相退陣、新総裁選びと続いた後、参議院会館に入ってまもなくの七月三〇日、臨時国会会期は何と七日（一）と決まった。
とにかくばたばたと忙しいことこの上ない。検事るときも忙しかったが、忙しいというよりせわしないのだ。これは単に物理的な時間のせいではなく、

たぶんそれ以上に内容の差である。まずは人も事柄も新しづくめだということ。そして、それ以上に、充実感の差である。達成感といつてもいい。
検事時代にはそれに不足がなかった。捜査では、事件の筋読み、被疑者や参考人との対峙の果てに、「処分」を決し、起訴状は自ら作成したものゝ署名。また、公判立会では、冒頭陳述書や論告は自ら作成するし、被告人質問や証人尋問の結果はすべて記録として残る。つまり、自分がやった仕事はたとえどんな小さな事件でもすべてきっちり形になって残ったのである。
自分の仕事が生かされる。その素晴らしさは言葉では言い表せないものだと思う。そんな仕事は仕事自体が生かされる。仕事は趣味だと、そう言い切つて何の不思議もないのだ。警察官の仕事もまさにこの種に属している。証拠を洗い、事件の筋を読む。ホシを追いつめ、対峙し、信用性のある自白

を取る。心から反省させて更生を誓わせ、そして被害者と共に泣く。それはすべて形になって残る仕事であり、苦勞が報われたとき、蓄積した疲勞がすべて快感に変わる性質のものなのだ。だが、政治家の仕事は違う。スタートさせたばかりの私が言うのはおかしいかもしれないが、政治は数である。良かれ悪しかれ、一人の個性は党という組織の中に埋没しかねず、意見は通らないときのほうがずっと多い性質のものなのだ。国会議員の仕事が形になるのはまずは法案を成立させたときだろうが、それは簡単にできることではないし、また一人でできるものでもないだろう。いずれにしてもある程度長いスパンが必要だし、かけた労力が報いられないときのほうがずっと多いに違いない。政治家はただその結果だ、と中曾根氏はその著書で述べておられるが、長距離マラソンを完走するため途中で倒れることのないよう、これま

で違つた息の長い走法が必要になるのだらうと思う。

国会議員になればこれまで以上に忙しくなつて、検事るときよりも小説が書けなくなるのではと、親しい編集者らが心配してくれている。その通りかもしれない。だが、私はこう言つていい。「でも、私の精神的安息のためには、前以上に、書かなければやっていけないと思う」と。仕事が形になつて残る。

その手応えを短いスパンで感ずることが出来るのは、私にはもはや副業の作家業だけになつてしまつた。今年になつてからは異動と引継ぎ、果てはその後の思いもかけぬ転交で既に数か月、まともに執筆ができないままである。焦る気持ちは強いが、長い人生、ここはじっくり腰を落ち着けてやつていきたいと思ふのだ。

中曾根氏が言う。確かに検事だと深く人間を見ることが出来るでしょうが、政治家だと、浅くてももつとずつと広

く人間を見ることが出来ますよ。あなたの小説のネタもまた広がりやすよ」と。実際、まだ少ししか経つていないのに、これまでになかった見聞がものすごい速度で広がっているのは確かである。加えて、現職を離れたことで、もつとずつと大胆に犯罪を扱えるはずである。要はポジティブシンキング。物事はどうとらえるか、どう取り組むか、それに尽きるのだ。

暦は早八月。例年になく長かつた梅雨が明け、猛暑の一日が暮れかかるひととき、吹き込んでくる涼しい風に誘われて、私は久しぶりにピアノに向かつていた。
選んだ曲はスペイン舞曲(グラナドス作)。

弾いている間、心は簡単にスペインに飛んでいた。電話が鳴つて中断したが、明日からの一週間がまた新鮮な気持ちで始まるような気がした。

万全の準備を

麗 木 松

今回の転身を、多くの人は驚きながらも「華麗な転身」と捉えてくれたようだが、否定的な人もまた多かった。いわく、検事の方が（終身雇用だから）手堅いのには、格好いいのに。またいわく、金・権力欲が渦巻く良識の通らない魑魅魍魎界に飛び込んで、あたらしい大事なエネルギーを消耗するなんて、なんとまあ勿体ない。実際、人のことだつたら、私だつて同じことを言っていた。悲しいかな、それほど今は皆が皆、政治に絶望感、虚無感を抱いてしまっている。

政界の魑魅魍魎度、それは政界入りを決意して三か月半、議員バッジをつけてわずか一か月の私にはまだよく分からない。何しろオリエンテーションは皆無。事がどんな手順で進んでいるのか、新人には分からない仕組みなのだから。今日（せいぜい明日）何があるのか、それを知り得るほほ唯一の情報源は毎朝配布される参議院公報のみ。この不親切さに新人一同呆れたが、人間そこは慣れるもの、いささかおつちよこちよいの私でも何とかやれている。手続で分からないことは遠慮なく尋ねること。また、喫緊の課題は、本会議や予算委員会などの推移をきちんと追えば分かるものである。

結局どんな場にあつても、地道に勉強する以外に方法はないのだと思う。これまであまり縁のなかつた経済に外交（常任委員会は法務でも文教でもなく、外交・防衛に入った）

を初めとして、各分野の問題点をまさに一から勉強することになる。これを大変と思えば大変だが、こんな機会を与えられて幸せと思えばこれほど幸せなことはない。

この一か月で強く印象づけられたことを二つ挙げる。
まずはプレゼンテーションの大切さである。官僚が作った（に違いない）原稿をただ棒読みするのは、議員を寝させるばかりか（国会の品位を汚すあのヤジは、眠気覚ましに必要だという説があるくらいだ）、国民を意気消沈させ、景気の「気」を吹き飛ばしてしまう。まして国際社会では失笑ものだが、「沈黙は金」のこの国では、法律家ですら弁論にあまり長けていないのが現実で、政治家も例外ではないというわけだろう。だが、いいプレゼンテーションに必要なのは技術以上にサービスピース精神だと思ふ。ユーモアで笑いが取れば最高、そこまでは無理でも飽きさせずに話を聞いてもらおうと真剣になるだけで、話す力は自ずからついてくるものである。

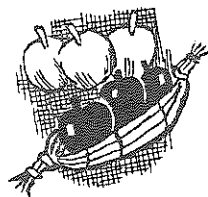
もう一つは、準備、つまり勉強の大切さである。まさかと思われるだろうが、議員たちは実によく勉強している。ことに自民党は組織がしっかりしている分、朝八時から始まる部会などでの勉強態勢は素晴らしく、会館の私の部屋の本箱はファイルの山になり始めている。あとはその貴重な情報をいかに自分の身にするか。予算委員会での各議員の質問は、

想像していた以上に程度が高く（もちろん人によつて違うが）、日ごろの地道な勉強をしなければ。私にもいざれ回ってくるそういう出番のためにも、日々努力を怠らないでおこうと決意を深くした次第だ。

準備万全——で、今は過去となつた日々が思い起こされた。

一発勝負でやり直しがきかない証人尋問。それが上手くいくか否かはひとえに事前準備にかかっているといつて過言ではない。証人自身の供述調書はもちろん、関係者全員の供述、物的証拠との符合性、それらを事前にどれだけ丹念に吟味したか。それに自信があれば、いざ法廷で何が起つても冷静に対処できるが、反対に少しでも不安があると思わぬ決壊につながりかねない。今振り返つて、何とも情けないが、時間切れの見切り発車で尋問し、それでもどうにか事なきを得た尋問の方がずっと多かつたと正直に告白する次第である。

これが捜査の場合、例えば取調べのやり直しは、身柄勾留期間内であれば可能である。だが、人の印象は初対面ではほぼ決定づけられる。事件に関する最高の有識者である被疑者が、調べる相手が自分や事件のことをあまり知らないと思えば、そこで勝負はついたようなもの。身上経歴や関係証拠をきちんと押さえ、矛盾点があればささず追及するという真剣勝負でこちらが臨まなければ、真相を明



著者略歴
五五年生まれ。神戸大学卒業。八〇年、司法試験合格。八三年、検事任官。九八年五月に退官し、七月、参議院議員となる。九二年、推理小説「窓文」で横溝正史賞受賞。著書には『紫陽花の花のごとくに』、『事件が語る「生と死」』、『少年被疑者』、『女と男』の検事調書がある。

らかにし、かつ被疑者自身の更生にもつながる、真の自由を取ることとはできないに違いない。いい加減な準備で被疑者と対峙し、いい加減な自由で終始し、それが客観的証拠に符合しない結果「信用性のない自由」として無罪になつた例は枚挙に暇がないのである。事前準備の大切さは参考人の取調べや捜索、情報収集すべてについて同様である。
自分は果たして真剣勝負をしてきたか。振り返れば、恥ずかしながら反省することのほろろと多い。ただ、「反省はするが後悔はしない」。第二の人生は真剣勝負で生きようとして反省することしきりである。

女性検事が見る真実
捜査官へのヒント

その⑮

少年法改正に思う

マツキ木麗

自民党の少年法改正小委員会に入っている。というより入らされたというのが本のだが、少年事件に携わった経験があつて一言を持つているのは事実である。

戦前の日本では、少年も成人と同様検察官先議で起訴できた(韓国は現在も)。ドイツやフランスは一貫して地裁少年部に起訴して裁いている(ただし、判決の種類は教育的なものを含めて多様)。ところが日本では戦後、アメリカを倣って新設した家庭裁判所が全少年事件を担当することになり、検察官はノートッチ、事件が逆送されて初めて起訴できる従属的立場に置かれたのである。

少年法を貫いているのは国親思想に基づいた保護主義で、その基礎になる事実認定は二の次になっている。当時の少年は素直に自白し、一人前に否認するなど考えもしなかったのだろう。だが、半世紀というとても長い長い時を経て、少年自身も少年を取り巻く環境もすさまじい勢いで変わっている。であるのに法律がいつまでものほほんと同じ所に止まっていたはずはなく、改正は急務であつた。大きな論点は、(一)一定の重要事件について裁判官の合議制が採られることと検察官が審判に立ち会えること、審判結果に対して検察官も抗告できるようにすること、などである。自ら犯した事実に向き合わずして真の更生なしという私の持論は、まさしく少年の保護矯正にも妥当する。いや、可塑性に富んだ

成長途上にある少年だからこそ余計に、自らの過ちを見据えずして新たな展望は開けないだろう。一連の少年法改正論議が弁護士会も含めてやっと前向きに進み始めたことを、だから私は心からほっとする思いで受け止めていた。

だが、これに最近、新たな改正論議が加わつたのである。周知のように、少年の刑事責任年齢引き下げ論議である。

刑法の定める責任年齢は、ドイツ刑法を継受して一四歳。少年法がそれを一六歳に引き上げた理由は特になく、ルイスという学者の鶴の一声によつたらしい。勝手気ままに下げたものを本旨に戻せ、と言うのは確かに正鵠を得ているかもしれない。加えて、巷には以下の声が溢れているやに見受けられる。

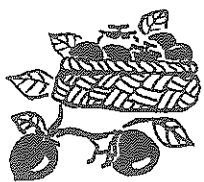
その一——少年事件は凶悪化している。その二——少年事件は低年齢化している。よつて結論——年少少年にも厳しく、凶悪な場合は刑罰に服させるべきだ。

要するに、一般・特別予防の見地からも、社会防衛の観点からも、刑事責任年齢一四歳以上にはきちんと責任を取らせろ、という一見至極もつともな声である。

だが、マスコミのセンセーショナルな報道に惑わされることなく、是非冷静になつてほしい。年少少年を服役させることは、義務教育年齢を刑務作業に従事させるという、重大な結果を招来するのだから。

考えてみてほしい。年少少年に(少年院送致ではなく)刑罰を科さなければ刑政の目的が全うされないような凶悪事犯は、一体これまでいくつ起きたのだろうか。最も名高い神戸事件は、少年が医療少年院送致になつた特殊なケースで、それを除けば一体ほかになんか事件があつただろうか。明言できる人はおそらくいないのではなからうか。

ここで念頭に置いてほしいのは、法と運用とは違うということである。年少少年を除けば逆送はできるのに、交通事件を除けばわずかにパーセントにも満たないのだ。凶悪事件を犯しても、年中少年はもちろん長少年でもその多くが(検察官の逆送意見にかかわらず)少年院送致で済む。そんな軽い運用こそが焦眉の問題だと思ふし、こんな状況で年少少年に逆送が認められることになつたとして、あえて究極の選択をする裁判官がいるとも思えない。少年刑務所の入所者自体少ないのに、年に一人入るかどうかの年少少年に対して、刑務官はどんな処遇態勢を組むのだろうか。



図書案内

警察庁刑事局 編
逐条解説
八訂版

犯罪捜査規範

◆捜査の指針である犯罪捜査規範の唯一の権威ある解説書!!

●A5判/468頁・上製
●定価 2956円
(本体2816円+税)

東京法令出版